

広報かんら

おしらせ版 No.1171



2020年
5月15日号
発行・編集・印刷
甘楽町
(総務課行政係)

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策 「特別定額給付金」申請のご案内



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されます。町から世帯主へ申請書をお送りしていますので、内容をご確認の上、申請手続きをお願いします。

対象者 4月27日現在で町に住民登録のある人 ※申請者(受取人)は世帯主です。

給付額 世帯員1人につき10万円

申請方法 ①郵送申請

町から送付した「特別定額給付金申請書」を記入し、返信用封筒で返送してください。
※感染拡大を防ぐため、申請書の持参はご遠慮ください。やむを得ず窓口を持参する場合は、咳エチケットにご協力ください。
※申請に必要な添付書類があります。詳しくは、申請書と一緒に送付した「申請のご案内」および「フローチャート」をご確認ください。

②オンライン申請(マイナポータル)

世帯主がマイナンバーカードを取得している場合は、オンライン申請ができます。
マイナポータルの「ぴったりサービス」から手続きできます。

申請期限 令和2年8月7日(金)まで

※**期限を過ぎると給付ができなくなってしまいますのでご注意ください。**

支給時期 5月13日(木)から順次振込みます

問合せ先 町企画課特別定額給付金係(☎内線241・242)



新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な人へ 上下水道料金の納付を猶予します

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入や売上が減少したことなどにより、一時的に上下水道料金の納付が困難な事情がある人などを対象に、下記のとおり納付期限を猶予します。

受付期間	令和2年5月15日(金)から当面の間
対象の料金	水道料金、下水道料金
申請方法	電話にてご相談いただいた後、送付された猶予申請書に必要な事項を記入し、郵送してください。
注意事項	・この申請は、納付期限を延長するものであり、納付額が減額されるものではありません。 ・詳しくは、お問合せいただくか、町ホームページ(http://www.town.kanra.lg.jp)をご覧ください。
問合せ先	町水道課業務係(☎内線220・221)

広告